

2 歯及び口腔の健康づくり

<妊産婦期>

(1) 現 状

妊娠・出産と体調の変化の大きい時期は歯及び口腔の環境も悪化しやすくなり、歯周病への影響が現れやすい上、喫煙ならび重度の歯周病は、早産や低出生体重児出産を引き起こす可能性が示唆されています。さらに、妊産婦は胎児・乳幼児の歯及び口腔の健康づくりに重要な存在です。

平成 24 年度には西播磨圏域の 7 市町のうち 2 市町が健康教育等を実施していますが、妊婦歯科健診を実施している市町はありません。

(2) 課 題

妊娠中は内分泌機能の生理的変化とともに、つわり等による不十分な歯磨き、間食回数の増加、生活習慣の変化等により、むし歯や歯周疾患が悪化しやすい傾向にあります。また、出産後も子育て等で多忙なため、出産で中断した治療が継続できず、育児中に口腔内の衛生環境が悪化することも多く見受けられることから、妊産婦に対する歯科保健サービスの充実を図ることが重要です。

そのため、妊産婦に対する市町歯科保健事業の充実が必要です。

(3) 推進方策

妊産婦に対する歯科保健サービスの充実を図るため、以下の目標を掲げ、施策を実施します。

【目標】

項 目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
妊婦歯科健診、または歯科専門職による相談に取り組む市町数の増加	2 市町 <small>(平成 24 年度健康増進課 調圏域値)</small>	7 市町

【主な推進施策】

- ① 妊娠・出産期における歯と口腔の健康づくりに向けた普及啓発
妊娠・出産期の体調や生活習慣の変化による歯及び口腔状態の特性や、胎児への影響に関する知識の普及啓発とともに、むし歯や歯周病の予防のための定期的な歯科健診の受診を促します。
- ② 妊産婦を対象とした歯科健診・歯科相談の充実
妊産婦のむし歯や歯周病の発症予防、早期発見、重症化予防のため、歯科健診・保健指導を実施します。さらに、喫煙が胎児に与える影響

等が大きいことから適切な情報提供を行います。

【各主体の役割】（必要な知識の普及）

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・市町、医療機関等が実施する妊産婦教室等への参加 ・妊娠・出産期の歯と口腔状態の特性についての理解と日常生活における口腔のケアを含めた健康づくりの実践
関係団体等	<p><産科医療機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦教室、妊婦健診時における歯と口腔の健康づくりに関する情報提供 <p><歯科医師会・歯科衛生士会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦に対する健康教育の実施及び実施への協力 ・妊産婦を対象とした情報提供、指導教材の作成
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産に配慮した職場環境の提供
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦教室等を活用した歯と口腔の健康づくりに関する健康教育の実施
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・歯と口腔の健康づくり、歯科健診の必要性等の普及啓発 ・関係団体・産科医療機関に対する歯と口腔の健康づくりに関する情報提供及び意識啓発

【各主体の役割】（歯科健診・歯科相談）

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・市町、医療機関等が実施する歯科健診・歯科保健相談・指導 ・必要に応じて医療機関受診・治療の継続
関係団体等	<p><産科医療機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科健診の受診勧奨 <p><歯科医師会・歯科衛生士会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科健診、歯科保健相談及び指導の担当及び協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科健診、歯科保健相談及び指導を受ける妊産婦への配慮
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科健診、歯科保健相談及び指導の実施
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科健診の実施状況等に対する情報収集及び提供

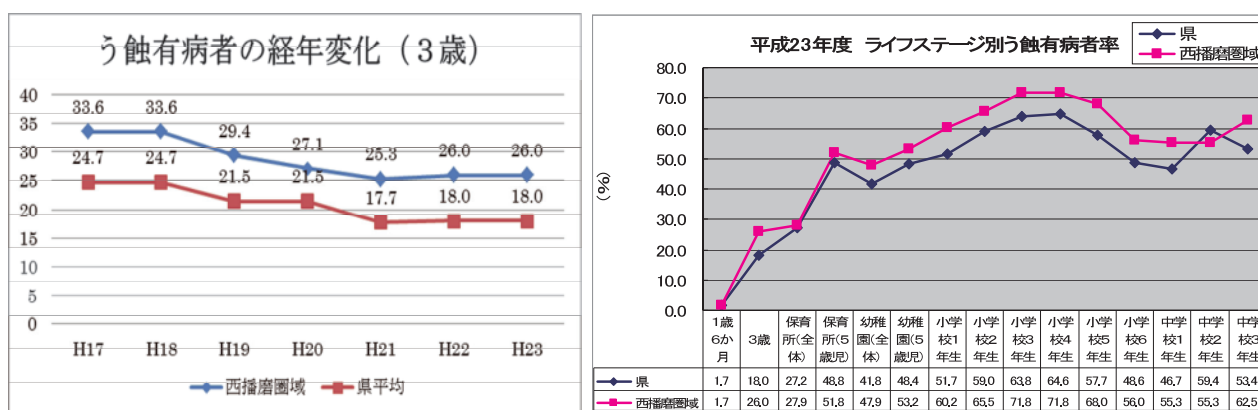
<乳幼児期>

(1) 現 状

乳幼児期は乳歯列が形成、完成する時期で、健全な永久歯列の確保や生涯にわたる健全な食生活習慣の確立のためにも重要な時期です。むし歯予防と併せて、食育を通して家庭での基本的な歯科保健習慣の獲得が必要です。

西播磨圏域のむし歯有病者の割合は減少傾向にありますが、平成 23 年度では 3 歳児の有病率が県平均 18%に対し西播磨圏域 26%と県下で最も高い圏域となっています。また、年齢別むし歯有病者率をみると、1 歳 6 か月で約 2%であったものが、3 歳では 26%、さらに 5 歳児では 52.6%となっています。

兵庫県健康増進計画（平成 20 年度）では「むし歯のない幼児の増加（3 歳）」の目標値を 80%とし、歯の健康づくり計画（平成 21 年 3 月策定）においても 83%以上に設定していますが、西播磨圏域の現状値は 75.1%となっており、目標値には到達していません。



(2) 課題

乳歯列が完成する3歳児は、むし歯が急速に増える時期です。乳歯のむし歯は食生活に影響して健全な成長に支障をきたすだけでなく、永久歯の歯並び等に大きな影響を与えることが知られています。そのため、乳幼児期の適切なむし歯予防方法の習得及び生活習慣の確立が重要です。

(3) 推進方策

乳幼児期にはしっかりと噛む食習慣と歯口清掃などの基本的歯科保健習慣を身につけるため、市町、歯科医師会や歯科衛生士会、保育所・幼稚園、愛育班やいずみ会等の関係機関・団体が連携し、むし歯予防や児の健全な成長のために、以下の目標を掲げ施策を実施します。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
3 歳児のむし歯のない人の割合の増加	75.1% (平成 23 年度 3 歳児歯科健診結果調査圏域値)	87.0%以上
3 歳児のむし歯のない人の割合が 80%以上である市町数の増加	2 市町 (平成 23 年度 3 歳児歯科健診結果調査圏域値)	7 市町

【主な推進施策】

- ① **むし歯予防と健全な顎口腔の発育のための普及啓発と習慣の確立**
 市町母子保健事業や保育所、幼稚園などにおける健康教育の開催などを通じて、子どもや保護者、保育所・幼稚園関係者を対象とする普及啓発を行い、適切なむし歯予防習慣や食生活習慣の確立を目指します。
- ② **乳幼児歯科健診・保健指導の充実**
 むし歯予防や早期発見・早期治療を促すため、市町においては乳幼児歯科健診を実施し、児の特性に応じて、歯磨きの方法や間食の与え方、フッ化物応用等の適切な知識を情報提供し、むし歯予防や健全な顎口腔の発育を図ります。
 むし歯の予防ならびに健全な食習慣の獲得には、歯科医院、保育所・幼稚園、自治会等多くの地域団体の支援が必要なため、母子を取り巻く家族だけでなく、地域への働きかけを推進します。

【各主体の役割】（知識の普及）

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・市町母子保健事業への参加 ・適切な授乳・離乳に関する知識の習得と実行 ・地域の実情ならびに個々人の特性に応じたむし歯予防に関する必要な知識の習得 ・むし歯予防のための歯みがき、甘味食品、間食、フッ化物等に関する必要な知識の習得と実践
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> 〈保育所・幼稚園〉 ・子どもや保護者に対するむし歯予防のための健康教育の実施及び協力 〈歯科医師会・歯科衛生士会〉 ・市町が実施する歯科健康教育等への従事、協力 ・乳幼児の歯・口腔の健康づくりに関する情報提供、指導教材の作成 ・むし歯の原因や予防法等に対する知識の普及啓発 ・むし歯予防に関する関係団体の取り組みへの協力 ・保育所・幼稚園等における歯磨き教室等への協力
事業者	—
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・市町母子保健事業としての歯科健康教育及び情報の提供 ・むし歯予防に関する適切な情報提供（フッ化物を含む）
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・むし歯予防に関する適切な情報提供（フッ化物を含む）

【各主体の役割】（市町母子保健事業の充実）

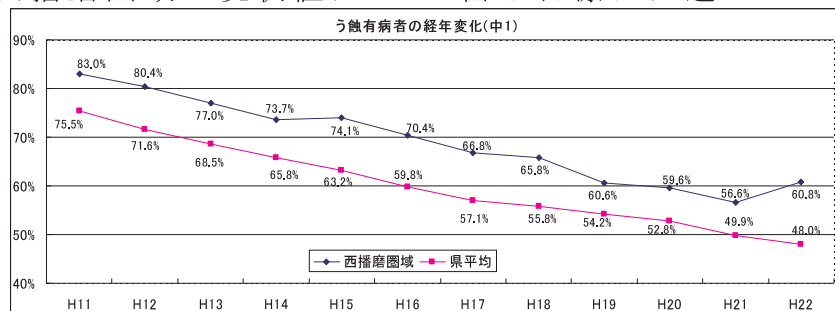
主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科健診の受診、歯科保健指導への参加、指導内容の実施 ・ 必要に応じて医療機関受診・治療の継続
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> < 保育所・幼稚園 > ・ 歯科健診の実施及び治療が必要な子どもの保護者への受診勧告 < 歯科医師会・歯科衛生士会 > ・ 市町母子保健事業等への従事、協力 ・ 保育所・幼稚園が実施する歯科健診への協力 ・ 研修会開催等による事業従事者（歯科衛生士等）の資質向上支援
事業者	—
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健康診査における歯科健診及び保健指導の実施
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町母子保健事業（歯科健診・保健指導等）への支援 ・ 市町、保育所・幼稚園が実施する歯科健診等のデータの収集・分析、情報提供

< 学 齢 期 >

(1) 現 状

中学生・高校生では、完成した永久歯列のむし歯だけでなく、歯肉炎が増える傾向にあります。クラブ活動等により歯科受診の機会を確保しにくい時期です。

中学1年生(12歳児)のむし歯有病者率は平成22年度県平均48.0%に対して西播磨圏域は60.8%と高いです。県健康増進計画、歯の健康づくり計画ともに、目標値を1歯以下として取り組んできましたが、西播磨圏域の現状値は1.35歯と目標には達していません。



(2) 課 題

児童・生徒自身が主体的に生涯にわたる歯と口腔の健康づくりの基盤を形成し、適切な生活習慣の定着させるため、家庭・学校等の関係団体等が連携・協働したむし歯や歯周疾患等への予防・進行防止のための継続した保健指導等とともに、健康的な生活習慣の獲得のための働きかけが必要です。

(3) 推進方策

学齢期の歯と口腔の健康が生涯にわたる健康確保のために重要であるため、家庭・学校・関係機関が連携して、以下の目標を掲げ、施策を実施します。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
12歳児での一人平均むし歯数の減少	1.35 歯 (平成23年度保育所、幼稚園及び学校における歯科健診結果調査圏域値)	1 歯未満
12歳児での一人平均むし歯数が1歯未満である市町数の増加	1 市町 (平成23年度保育所、幼稚園及び学校における歯科健診結果調査圏域値)	4 市町以上

【主な推進施策】

① むし歯・歯周病予防の徹底を図るための適切な知識の普及啓発

児童・生徒自身がむし歯発生と予防についての適切な知識を理解し、適切な生活習慣の定着を促進するため、学校における健康教育の中で実施するほか、家庭、関係機関等が連携・協働して、むし歯予防の適切な知識の普及啓発を進めます。

② むし歯・歯周病の予防・早期発見のための学校歯科検診、歯科保健指導の充実

学校において実施する歯科検診を中心に、学校、家庭、歯科医療機関等の関係機関が連携して、特にむし歯や歯肉炎が疑われる学童・生徒への個別指導を強化するなど、むし歯の早期発見、予防への取り組みを進めていきます。

【各主体の役割】 (知識の普及)

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・むし歯・歯周病の発生と予防に関する知識と方法の習得 ・歯及び口腔の健康のための適切な生活習慣の実践 ・歯科健康教育を通じた健康管理への姿勢の確立
関係団体等	<p><歯科医師会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校歯科医等として、むし歯の発生と予防に併せて、歯と全身のかかわり、生涯の健康管理の重要性に関する理解を促すための学校等における健康教育の実施への協力 ・むし歯・歯周病予防の実践的な方法と手技に関する情報提供

関係団体等	<p>< 歯科衛生士会 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童にかかわる職員の歯科保健に関する理解の充実、実践方法に関する研修会開催等による支援 ・ 児童、中高生の歯・口腔の健康づくりに関する情報提供、指導教材の作成 ・ 保護者を対象とした健康教育等に従事
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ むし歯・歯周病予防のための知識と実践的な手技の獲得のための健康教育 ・ 学校保健だよりなどを活用した家庭への情報提供 <p>< 教育委員会 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校が実施する健康教育等への情報提供、支援 ・ 養護教諭等を対象とした研修
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、家庭や地域での歯の健康づくりの実践を支援するための健康情報の提供
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者、関係機関・団体等に対して、むし歯予防ならびに歯と全身のかかわり、生活習慣の獲得等についての普及啓発を図る ・ 最新の情報や国の動向等の情報収集及び関係機関・団体等に対する情報提供

【各主体の役割】（学校歯科検診、歯科保健指導）

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校歯科検診の結果に応じた適切な生活習慣の改善 ・ 必要に応じて医療機関受診、治療の継続
関係団体等	<p>< 歯科医師会 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校歯科医等として学校歯科検診実施及び歯科保健指導への協力 ・ 初期むし歯や初期歯肉炎の児童・生徒に対する学校歯科医による継続的な観察・指導の推進ならびに学校への指導 <p>< 歯科衛生士会 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校が実施する保健指導への協力
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校歯科検診の実施 ・ 学校歯科検診の結果、治療が必要な児童・生徒及び保護者への医療機関受診勧告 ・ 学校歯科検診の結果に基づく個別歯科保健指導の充実 ・ 初期むし歯や初期歯肉炎の児童・生徒に対する継続的な観察・指導の推進

学校	<教育委員会> ・学校における歯科健診結果のデータを整理・分析、各関係機関への情報提供 ・歯科健診結果を活用し、各学校、地域に応じた歯科保健事業の推進
市町	・学校が実施する歯科保健指導等への協力
健康福祉事務所	・学校における歯と口腔 ^{くわう} の健康づくりの目標設定および実践のための支援

<成人期>

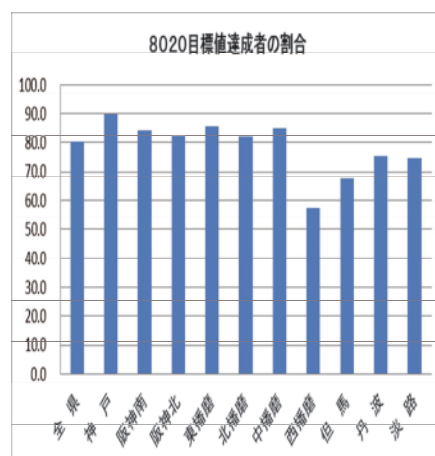
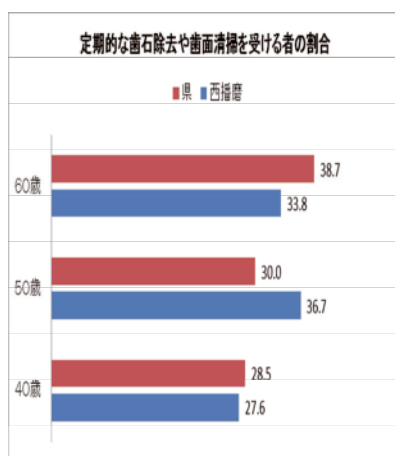
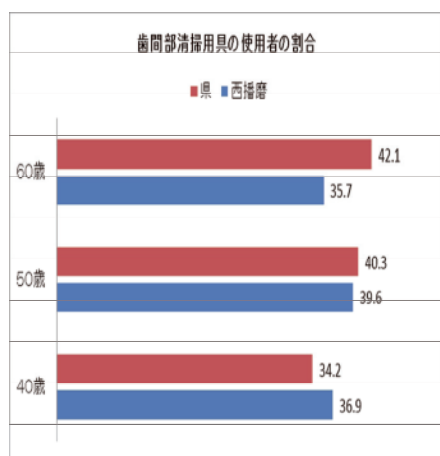
(1) 現 状

成人期はむし歯だけでなく歯周病による歯の喪失リスクが高くなります。そのため、生涯にわたり自分の歯を20本以上保つことにより、健全な咀嚼能力^{そしやく}を維持し、コミュニケーションを楽しみ、表情豊かに健やかで楽しい生活を過ごすため、8020運動を推進しています。

一方、成人期は仕事や家事等により多忙で、歯や歯肉の痛みや不快感がなければ歯科受診せず、定期的な歯科健診や専門家による清掃などを受ける人は限られているのが実情です。

健康日本21の目標に準じて、兵庫県健康増進計画及び歯の健康づくり計画において、「歯間部清掃用具の使用の増加」、「定期的な歯石除去や歯面清掃を受ける人の増加」について目標値を設定し取り組みを進めてきましたが、いずれも目標値には達していません。

また、各市町では歯周病の予防・早期発見のために住民を対象とした歯周疾患検診や保健指導、健康教育等を実施していますが、全体的に受診率は低調となっています。



平成22年度歯周疾患検診等結果

(2) 課 題

成人期では、進行した歯周疾患を持つ人が年齢とともに増加し、それとともに歯の喪失も増加します。また、近年では歯周病が全身疾患と深く関係があることがわかっています。歯周病と全身疾患との関係や歯周病予防のための歯科健診の重要性などの普及啓発及び口腔のケアの実践支援、歯周疾患等の定期健診の充実を図ることが必要です。

(3) 推進方策

専門家による予防的な処置を定期的に受ける習慣を普及させるため、以下の目標を掲げ、施策を実施します。

【目標】

項 目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
過去 1 年間に歯科健康診査を受診した人の割合の増加(20 歳以上)	44.0% (平成 23 年度兵庫県健康づくり実態調査圏域値)	52.8%
8020 運動目標達成者割合の増加	40 歳 *(76.0%) 50 歳 *(64.9%) 60 歳 *(59.1%) (平成 23 年度兵庫県健康づくり実態調査圏域値)	40 歳 91.2% 50 歳 77.9% 60 歳 70.9%
歯間部清掃用具を使用する人の割合の増加(20 歳以上)	39.4% (平成 23 年度兵庫県健康づくり実態調査圏域値)	50.0%
定期的な歯石除去や歯面清掃をする人の割合の増加(20 歳以上)	18.7% (平成 23 年度兵庫県健康づくり実態調査圏域値)	22.4%

現状値の *() は、推定誤差が大きいいため、参考値とする

【主な推進施策】

① 歯周病予防の重要性についての必要な知識の普及啓発及び口腔のケアの実践

歯周病の罹患等を防止するため、歯磨きのほか、食生活等の生活習慣との関連など、適切な摂食・咀嚼・嚥下ができる口腔環境の重要性、歯間部清掃用具による口腔清掃の方法、かかりつけ歯科医等専門職による口腔清掃をうけることの必要性等、歯及び口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発を進めます。

また、喫煙や糖尿病等の全身疾患と歯周病の関係についての正しい知識についても情報提供を行います。

これらの普及啓発にあたっては、各地域で歯の健康づくり、歯科検診の勧奨等の普及啓発を行う 8020 運動推進員を育成し、地域における歯の健康づくりの活動を支援します。

② 市町や事業所の歯周疾患検診、歯科保健相談の充実

成人期はともすれば異常があっても歯科受診を後回しにしてしまいがちで、むし歯だけでなく歯周疾患の早期発見が困難な状況にあります。

住民の歯周疾患予防の意識向上や歯科保健行動などの促進を図るため、地域の実情に応じた取り組みを進めていくことが大切です。そのため、市町を実施主体とした歯周疾患検診や歯科保健相談等を推進していきます。

併せて、働き盛りである成人期の歯の健康づくりを推進するため、事業所歯科健診の拡充に取り組みます。

【各主体の役割】（知識の普及啓発及び口腔のケアの実践）

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯周病の予防、歯科健診、かかりつけ歯科医をもち、定期的を受診して歯石除去等の口腔のケアを受けることの重要性についての理解と実践 ・ 歯間部清掃用具の適切な使用方法の習得、実践
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8020 運動推進員の選出、地域での普及啓発活動 < 歯科医師会 > ・ 歯周病の予防と喫煙の関連、糖尿病等全身疾患と歯周病との関係などに関する知識の普及 ・ 歯周病予防についての情報提供 ・ 歯間部清掃用具の使用方法について普及啓発 ・ 啓発用パンフレットの作成への協力 < 歯科衛生士会 > ・ 啓発用のパンフレット作成への協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員が歯と口腔の健康づくりについて必要な知識を習得し、口腔のケアを実践することが出来るように健康教育、情報提供等の実施
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯周疾患検診の受診率向上のための普及啓発を図る。 ・ 定期的な受診による歯面清掃等の口腔のケアを受けることの重要性の普及啓発 ・ 歯間部清掃用具の使用について普及 ・ 喫煙が与える口腔への健康被害の普及啓発

健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な受診による歯面清掃等の口腔のケアを受けることの重要性の普及啓発 ・ 歯間部清掃用具の使用法の普及 ・ 喫煙が与える口腔への健康被害や禁煙プログラムの普及啓発 ・ 8020 運動推進員の養成への協力
---------	---

【各主体の役割】（市町歯周疾患検診、歯科保健相談、事業所歯科検診）

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町歯周疾患検診の受診、歯科保健相談・指導の活用 ・ 必要に応じて、医療機関受診、治療の継続 ・ 保健指導内容の実践 ・ 事業所歯科健診への積極的な参加
関係団体等	<p>< 歯科医師会、歯科衛生士会 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町歯周疾患検診、歯科保健相談・指導への協力 ・ 市町歯周疾患検診、保健指導への協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所歯科健診・歯科保健指導の実施 ・ 必要に応じて、医療機関受診への受診勧奨、治療継続への配慮 ・ 市町歯周疾患検診、歯科保健相談・指導が受けられやすい環境づくり
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町歯周疾患検診、歯科保健相談・指導の充実 ・ 歯間部清掃用具等の使用の実践指導 ・ 禁煙支援プログラムの実施 ・ 管内の事業所に対して市町歯周疾患検診実施状況の情報提供
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町歯周疾患検診、歯科保健相談・指導への支援 ・ 市町が実施する歯周疾患検診等のデータを収集・分析 ・ 事業所歯科健診の取り組み支援（標準的な成人歯科健診プログラムの導入支援）

< 高齢期 >

(1) 現 状

高齢期には、ともすれば体調の変化や機能の低下を来たしやすく、むし歯・歯周病による歯の喪失により咀嚼機能が低下し低栄養状態に陥りやすい傾向にあります。

西播磨圏域では7市町の全てで口腔機能向上プログラムを実施しています。

(2) 課題

歯の喪失は、口腔機能の低下をきたし、他の全身疾患にも影響することから、歯の健康管理はより重要となります。口腔機能の低下に伴う誤嚥性肺炎の発症を予防するため、かかりつけ歯科医で定期的な歯科健診・歯科保健指導、専門的な予防処置を受ける体制が必要です。

(3) 推進方策

高齢期は、歯の喪失や歯周病の進行に伴い、口腔機能が低下し、また、口腔内状況が複雑となり、確実な口腔清掃を行うことが困難となる時期であることから、以下の目標を掲げ、必要な施策を実施します。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
8020 運動目標達成者割合の増加	70歳 *(36.1%)	70歳 43.3%
70歳 22歯以上	80歳 *(34.9%)	80歳 41.9%
80歳 20歯以上	(平成23年度兵庫県健康づくり実態調査圏域値)	

現状値の *() は、推定誤差が大きいので、参考値とする

【主な推進施策】

① 口腔清掃及び口腔機能向上の重要性についての普及

高齢者は歯周病の有病率が高く、特に当圏域は歯間部清掃用具を使用する人の割合が低いので、今後も歯間部清掃用具の使用法の普及啓発に取り組めます。

また、一見は健康そうに見える高齢者でも、ともすれば口腔機能の低下により食生活に支障を来し、低栄養や要介護に移行する可能性が高まります。そのため、口腔機能の維持向上を図る必要があります。市町等で実施されている口腔機能向上プログラム等を活用し、歯ブラシ・舌ブラシ・歯間部清掃用具・入れ歯の使用法や、口腔周囲筋のマッサージや顔面体操等口腔機能向上についての知識の普及に努めます。

【各主体の役割】 (口腔衛生及び口腔機能向上の重要性についての普及)

主体	主な役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・歯間部清掃用具の正しい使用法の習得、実践 ・入れ歯の手入れの習得、実践 ・口腔のケアの必要性の理解、実践 ・市町が行う地域支援事業への参加

関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・8020 運動推進員による口腔のケアの重要性についての普及啓発 ＜歯科医師会・歯科衛生士会＞ ・歯間部清掃用具の正しい使用方法、入れ歯の手入れについての情報提供、指導 ・口腔機能の維持・向上のためのセルフケアに関する情報提供 ・歯科医師及び歯科衛生士による専門的口腔ケアの重要性についての普及啓発 ＜老人クラブ＞ ・健康づくりの学習・実践・点検 ・口腔のケアの重要性についての普及啓発
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔のケアの重要性、歯間部清掃用具の適切な使用方法の普及啓発への協力
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔のケアの重要性、歯間部清掃用具の適切な使用方法の普及啓発 ・地域支援事業の企画・実施
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔衛生及び口腔機能の維持・向上のためのセルフケアに関する情報提供、指導

＜特に配慮を要する方＞

(1) 現 状

障害者（児）や難病患者等はむし歯や歯周病に罹患しやすく、また歯科保健医療サービスを受けるにあたり、特に配慮を要するために適切な歯科保健医療サービスを受けにくい現状があります。

専門的な口腔清掃や口腔機能向上は誤嚥性肺炎の予防のみならず、摂食嚥下障害の回復に伴う低栄養状態の改善や意識レベルの改善にも有用です。そこで西播磨圏域においても特に配慮を要する者に対する継続した口腔機能向上支援の推進に努める必要があります。また、嚥下などの口腔機能を適切に評価できる医療機関の不足や地域で活動できる歯科医師や歯科衛生士の不足が深刻な現状です。

(2) 課 題

特に配慮を要する方は合併症を併発しやすく、その予防のためにはかかりつけ歯科医のもと、定期的に専門的な口腔清掃や必要な治療を受けることが必要です。そのニーズを把握して、訪問等により口腔診査の機会を確保することが急務です。

さらに、口腔機能の低下により誤嚥性肺炎や窒息等の危険性が高まります。誤嚥性肺炎の予防のためには口腔衛生状態の改善及び口腔機能の維持向上を図る必要があります。

しかしながら、一般には十分に知られていないため、介護サービスとして実施される口腔機能向上のための介護保険事業も十分に活用されていません。

地域の要介護者に直接関わる介護関係職員の口腔機能の維持と向上を図る技術のスキルアップ、口腔内の観察力・評価力の向上が必要となっています。

(3) 推進方策

障害者（児）や介護を必要とする高齢者、難病患者等は、むし歯や歯周病に罹患・悪化しやすく、また歯科保健医療サービスを受けるにあたり、特に配慮を要することから、以下の目標を掲げ、施策を実施します。

【目標】

目 標	現状値	目標値 (平成29年度)
障害者(児)入所施設での定期的な歯科健診実施率の増加	59.1% (平成24年度県健康増進課調圏域値)	90%
介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科健診実施率の増加	19.4% (平成24年度県健康増進課調圏域値)	50%

【主な推進施策】

① 家族、看護・介護従事者等への口腔衛生と口腔機能向上の重要性に関する啓発とサービスの活用

介護を必要とする高齢者、障害者、難病患者等は、通常の歯科受診が困難となりやすく、誤嚥性肺炎等の合併症を予防するためにも、より積極的な口腔保健管理が必要であることを、介護者及び家族に対して啓発を図り、活用を進めていきます。

② 定期的な歯科健診の実施、歯科保健指導の充実

口腔の衛生状態を良好に保ち、むし歯や歯周病を予防するため、在宅療養を支える関係者と協力し、障害者（児）、難病患者等の定期的な歯科健診、訪問歯科保健指導の充実に取り組みます。また、介護施設等には口腔機能維持管理体制の導入を働きかけ、口腔機能向上と障害の進行防止を図ります。

③ 口腔機能向上のネットワーク構築

西播磨圏域の居宅療養管理指導等の定着状況調査をおこない、在宅療養中の要介護者等が適切な口腔機能向上が得られるよう、支援の定着を図ります。また、看護・介護関係職に関しては研修の機会を提供し、口腔観察力・評価力の向上を図り、さらに地域で活動できる歯科専門職の人材育成に努めます。これらの取り組みを通して「摂食嚥下取り組み機関情報」「お口元気連携票」等の連携ツールを活用することで、地域の口腔機能向上ネットワークの構築を目指します。

【各主体の役割】（配慮を要する方等に対する口腔衛生等）

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護高齢者等の歯周病予防に関する適切な知識の習得、歯周病予防・進行防止方法の実践 ・ 市町歯科保健事業、医療機関等における専門相談の活用
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> <医師会（医療機関）> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者、家族、介護従事者への口腔のケアの重要性の普及、歯科受診勧奨 <歯科医師会（歯科医療機関）> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護従事者、家族への歯周病への適切な知識と歯周病予防・進行防止方法の普及啓発 ・ 市町歯科保健事業への積極的な協力 ・ 専門的歯科保健相談の実施 ・ かかりつけ歯科医、施設の協力歯科医として、定期歯科健診・歯科治療をおこない、家庭、施設での歯の健康づくりに必要な知識・情報を提供 <歯科衛生士会> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設での口腔のケア、歯磨き指導の普及啓発、実践 <難病患者団体・障害者関係団体> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者、家族等への口腔のケアの重要性についての講演会実施
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護従事者、家族への歯周病への適切な知識と歯周病予防・進行防止方法や口腔のケア、口腔機能維持向上の重要性についての普及啓発の実施、協力 <施設> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市町・関係団体等が実施する歯科保健相談事業等の積極的な活用 ・ 介護従事者、利用者、家族への講演会、口腔のケア研修会等の開催

市町	<ul style="list-style-type: none"> ・施設と連携した口腔のケアの重要性についての普及啓発 ・在宅の要介護者及び介護者への口腔のケアの重要性についての普及啓発 ・歯科健診や歯科相談の実施、充実
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔のケアの重要性についての普及啓発 ・専門的歯科保健相談・訪問歯科指導の実施 ・歯科健診等の必要性の普及啓発

【各主体の役割】（訪問歯科保健指導、歯科定期健診）

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護高齢者等の口腔機能の実情を介護職員やケアマネジャーに伝える
関係団体等	<p><医師会（医療機関）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医科歯科連携の強化 <p><歯科医師会（歯科医療機関）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問歯科診療の希望に関する窓口を整備する ・訪問歯科診療の充実を図る ・市町とともに訪問診査など定期歯科健診の実施を図る ・かかりつけ歯科医、施設の協力歯科医として、定期歯科健診を実施する <p><歯科衛生士会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護施設に口腔機能維持管理体制の実施を働きかける ・介護施設における口腔機能維持管理の事業に従事 <p><難病患者団体・障害者関係団体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療・生活相談会等を実施して口腔機能に関する情報を得る ・地域の難病患者等の生活の現状や変化を健康福祉事務所・市町に通知
事業者	<p><施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の口腔のケア・口腔機能維持向上に努める
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の要介護者等へのサービス提供者と連携して要介護者の口腔機能の現状を把握し、口腔機能向上に努める。
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健相談・訪問歯科指導を通じた実情の把握 ・難病患者等への歯科保健相談及び訪問歯科指導の実施

【各主体の役割】（口腔機能向上に関すること）

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ歯科医の定期受診 ・ 口腔機能向上を実践する地域の関係団体を知り、必要な歯科保健サービスを受ける。
関係団体等	<p>＜医療機関、医師会、歯科医師会等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医科と歯科の連携の強化（情報交換会議、研修会の開催等） <p>＜地域包括支援センター＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療、保健、福祉、介護関係機関の連絡調整会議の開催
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護従事者、家族等への口腔機能向上に関する正しい知識の普及への協力 ・ 医科歯科連携の促進への協力（情報提供）
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護従事者、家族等への口腔機能向上に関する正しい知識の普及への協力 ・ 医科歯科連携の促進への協力（情報提供等）
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療連携パス（脳卒中・糖尿病）の推進 ・ 医科歯科連携の促進に関わる研修の実施 ・ 口腔機能向上に関わる人材育成 ・ 地域の口腔機能向上ネットワーク構築に向けた環境づくり